

香川県立農業大学校入学希望者応援補助金交付要綱

制定 令和 8 年 3 月 31 日
7 農 経 第 3 0 1 4 0 4 号

(趣旨)

第 1 条 香川県立農業大学校入学希望者応援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、香川県補助金等交付規則（平成 15 年香川県規則第 28 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 香川県立農業大学校（以下、「農業大学校」という）への入学、入校を促進するため、県外在住者で農業大学校が開催するオープンキャンパス、学校見学会、入学者説明会等（以下、「主催企画」という。）へ参加する際に、住所地から農業大学校までの移動や宿泊に要した経費（以下、「移動経費」という。）を支援するため、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象者)

第 3 条 本事業による補助対象者は、農業大学校主催の企画に参加する県外在住者で、担い手養成科入学希望者、技術研修科就農実践研修又は就農準備研修受講希望者とし、各企画への申し込み時に、本補助金を希望する旨を申し出た者とする。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付対象となる経費は、主催企画に参加するために、県外の住所地から農業大学校までの間を経済的かつ合理的であると認められる経路で往復移動する際に要した移動経費（鉄道（グリーン料金を除く。）、バス、航空機又は船舶での移動に要した経費に限る。）及び県内での宿泊に要した経費とする。

なお、企業、学校など地方自治体その他公的支援機関から同趣旨の補助金の交付を受けている場合は、補助金の額を補助対象経費から除外する。

(補助金額及び交付回数)

第 5 条 補助金額は、補助対象経費の 2 分の 1 以内、1 申請者当たり 1 万円を上限とし、100 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。また、過去の本事業活用金額が 1 万円未満であること。

(補助金の交付の申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、主催企画開催の翌日から 15 日以内に、香川県立農業大学校入学希望者応援補助金交付申請書（様式第 1 号）（以下、「交付申請書」という。）と次の書類を添付し知事に提出するものとする。

- (1) 申請者の住所、氏名がわかる書類の写し
- (2) 申請者の移動費がわかる領収書の写し
- (3) その他、知事が必要と認める書類

2 交付申請は、主催企画ごとに受け付け、受け付けた補助金交付申請に係る補助金額の合計が予算額を超えると認められる場合は、以降の主催企画についての交付申請の受付を停止する。なお、受付停止した場合は、すみやかに農業大学校ホームページに掲載するとともに、以降の主催企画募集時に周知する。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その申請に係る書類等の審査により、その申請の内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付を決定し、交付決定通知書(様式第2号)により補助対象者に通知するものとする。

2 受け付けた交付申請額が予算額に達した主催企画の交付額については、予算額の範囲内で当該主催企画の予算額に対する交付申請額の割合に応じて額を確定するものとする。

3 知事は、補助金を交付しないことを決定したときは、不交付決定通知書(様式第3号)により速やかに申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定により助成の決定を受けた申請者は、補助金請求書(様式第4号)を知事に提出するものとする。

(補助金の支払)

第9条 知事は、申請者の請求書を受理した日から30日以内に、補助金を支払わなければならない。

(交付決定の取消等)

第10条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることがある。

(1) 不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 法令、この要綱又はこれらに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。

(関係書類の保管)

第11条 補助事業にかかる領収書及び関係書類は、補助事業として完了した年度の翌年度から起算して、5年間整備保管しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に規定する補助金交付申請書及びその他の書類は、農業大学校校長を経由して提出するものとする。

2 この要綱に規定するもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式(第6条)

香川県立農業大学校入学希望者応援補助金交付申請書

年 月 日

香川県知事 殿

(申請者) 現住所

氏 名

電話番号

香川県立農業大学校入学希望者応援補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 参加した主催企画・日付(参加した主催企画にチェック及び日付記入)

☐ 入学者説明会	☐ オープンキャンパス	☐ 農大見学会	☐ 校長が認める企画 内容()
月 日	月 日	月 日	月 日

2 申請経路・補助金申請額

農業大学校主催企画に参加するために要した公共交通機関経費(鉄道(グリーン料金を除く)、バス、航空機、船舶の経費に限る。)及び県内宿泊費で、領収書など本人が支払ったことを証明できる(書類の添付)費用を記載してください。

移動した 日付	使用した公共 交通機関の名 称	出発地 (駅名など)	到着地 (駅名など)	公共交通機関 移動所要額	宿泊費額
月 日				円	円
月 日				円	
月 日				円	
月 日				円	
月 日				円	
公共交通機関移動費及 び宿泊費合計額(A)				補助金申請額(B) ※100円未満切り捨て	00円

※補助金申請額(B)は、(A)の1/2以内で1万円が上限

3 添付書類

- (1) 申請者の住所、氏名が分かるもの
- (2) 別紙に2の領収書の写しを貼り付けたもの
- (3) 参加証明書(農業大学校が発行する証明書を同封してください)

別紙 2 公共交通機関の経費費、宿泊費の支払いを証する書類(領収書等)

(2 で記入した区間の領収書、宿泊領収書等がこの用紙に貼ってください(領収書の宛名は本人名))

様式第 2 号（第 7 条の 1）

第 号
年 月 日

様

香川県知事

香川県立農業大学校入学希望者応援補助金交付決定通知書

香川県立農業大学校入学希望者応援補助金については、下記のとおり交付決定しましたので、香川県立農業大学校入学希望者応援補助金要綱第 7 条第 1 項の規定により通知します。

記

- 1 補助金の額
- 2 交付決定日

様式第 3 号（第 7 条の 3）

第 号
年 月 日

様

香川県知事

香川県立農業大学校入学希望者応援補助金不交付決定通知書

香川県立農業大学校入学希望者応援補助金については、交付しないことを決定したので、香川県立農業大学校入学希望者応援補助金要綱第 7 条第 3 項の規定により通知します。

記

決定の理由

--

第4号様式(第8条)

香川県立農業大学校入学希望者応援補助金請求書

		万	千	百	十	円
請求金額					0	0円

(アラビア数字で記載し、頭書に¥の記号を付し、訂正しないでください)

農業大学校入学希望者応援補助金交付要綱第8条に基づき、助成金を請求します。

年 月 日

香川県知事 殿

住所

名 前

補助金振込先(※申請者本人名義の口座を記載してください。)

金融機関名		本支店名	
預金種別	普通 ・ 当座		
(フリガナ) 口座名義人			
口座番号			

責任者 職・氏名※

担当者 職・氏名※

連絡先※

注) ※「責任者氏名」欄及び「担当者氏名」欄には所属名、役職名、氏名を記載します。「責任者」及び「担当者」は、請求書に係る事務を担当する部門の責任者及び担当者を指します。責任者と担当者が同じ者の場合は、「責任者及び担当者氏名」として記載します。

なお、代表者印が押印されている場合は、責任者等の記載を省略できます。